

交通安全

宣言都市

青少年愛護

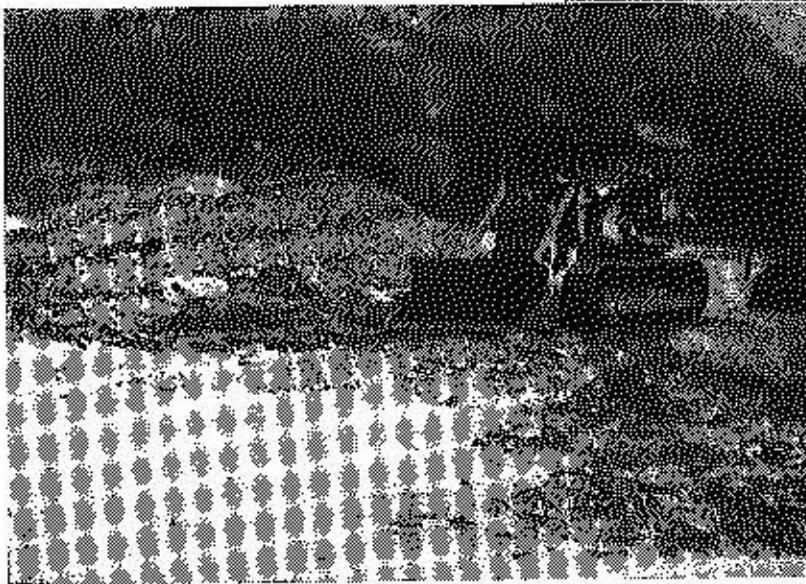
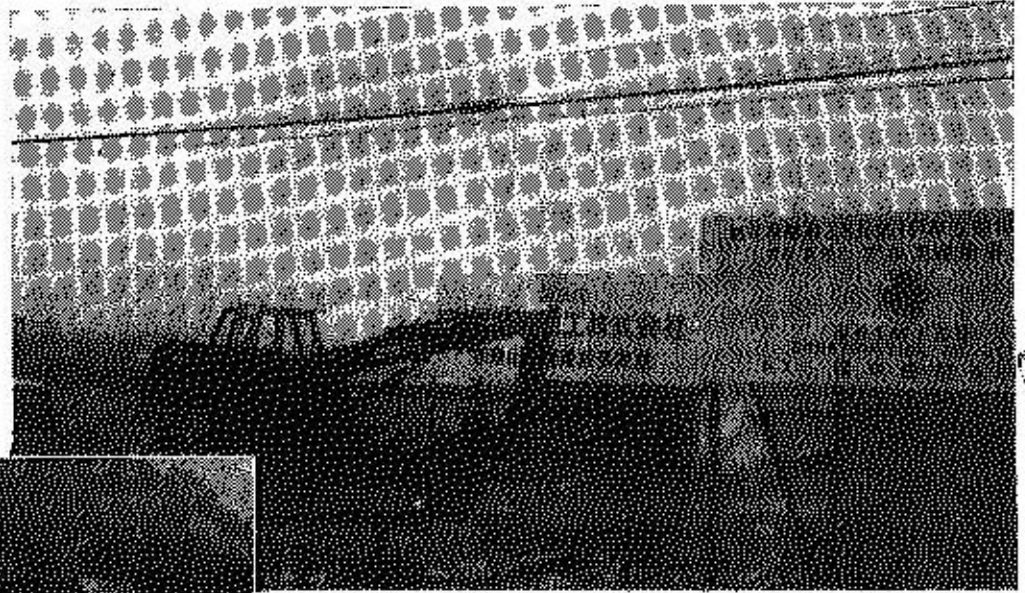
# かつやま

市 広 報

発行人 福井県野山市長 山内 誠  
編集人 野山市役所 総務課

福井精練平泉工場の建設現場→

鹿谷繊維株式会社 社の整地。



## 躍進する繊維産業

### 滝波と本郷に工場建設進む

#### 市の工場設置条例の適用で

市の工業生産は最近の高度成長の影響により益々好況に恵まれ、その躍進は目ざましいものがあります。とくに主産業の繊維業ではこんど新しく市の工場設置条例の適用を受け、村岡町滝波に福井精練平泉工場が、鹿谷町本郷に鹿谷繊維株式会社が新設されることになり、基礎工事が進められています。これら二つの工場の内容は次のとおりです。

#### || 福井精練平泉工場 ||

工場の大きさ、形はまだ決っていませんが、▽工費 六億五千万円▽敷地 三万三千平方メートル▽従業員数 約百二十名△着工 五月中旬▽完成 十一月末▽操業開始 十二月一日の予定です。この工場は主として高圧を使用するテトロン関係の染色・精練・樹脂加工などの仕事をします。

#### || 鹿谷繊維株式会社 ||

鹿谷町では毎年減少する人口の流出をふせぎ、農家の余った労働力を開発しようと同公民館を中心に鹿谷町工場誘導運営委員会(会長牧野敏雄)を昨年八月結成しました。その後、鹿谷山兄弟株式会社に働きかけ、用地一万二千平方メートルのあつせんなど強気に推進して新設が決つたものです。

現在一次と二次計画があり、一次計画は織布工場で、従業員七十名、建築面積二千三百五十平方メートル、七月末完成の予定。二次計画は燃糸などの準備作業工場で、建築面積九百九十平方メートル、十月末完成の予定です。

この工場では特に農業との兼業ができるよう、労働時間を考慮して操業されます。

# みんなで行いよう

新しい県民性の創造をめざしてすでに制定された「県民指標」を基礎として市では住みよい美しい明日の郷土の実現をめざし、市民総ぐるみによる市民運動の実践目標を次のように決めました。

## 明日の勝山を築く市民運動 親切運動など7目標きまる

- 一、親切をつくす運動
- 二、青少年を守る運動
- 三、事故をなくす運動
- 四、時間を守る運動
- 五、国旗を掲げる運動
- 六、体力をつくる運動
- 七、まちをきれいにす運動

福井団体の成功はわたくしたち市民にも、やればできるのだという自信と誇りをうえつけてくれました。

市内でもいたるところでサルビア、マリーゴールドの花が咲きにおいしました。市民一斉清掃で丸頭童川堤防や長山公園も見違えるように美しくなりました。訪れた県外の選手、役員に心からの親切をつくしみながら喜びばれ、感謝されました。

こうした努力は団体のためだけで終つてはなりません。この団体に示された輝やかしい努力を受けつぎ、市民ひとりひとりが市民運動の趣旨を理解して、これら実践

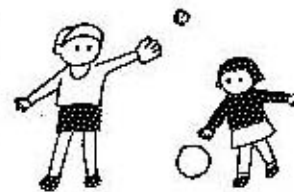
目標のひとつひとつを自発的、自主的に実行していつてこそ、明日の住みよい勝山が築かれるのです。市民運動は人からいわれられてやるものではありませんし、頼まれてやるものでもありません。また人のためにやるものでもありません。大切なのは実行することです。地域において職域において学校においてそして家庭において実行できるものからすすんで実行していくことが大切です。

### 実行しよう

### 市民運動

すでに示された七つの実践目標をこんご市民総ぐるみで強力におしすすめていくため、市ではちかく市長を会長とする「明日の勝山を築く市民運動推進協議会」を組織しあらゆる機関があらゆる機会を通じてその普及浸透に努力する事になつていますが、それぞれの運動の内容としては次の事をみんなで行いよう。

一、親切をつくす運動  
お互いに思いやりの心で笑顔で応対しましょう。  
すすんで「小さな親切運動」を実行しましょう。



二、青少年を守る運動  
「家庭の日」を効果的に実施しましょう。

三、事故をなくす運動  
みんなが交通安全ルールを守りましょう。



自動車、飲酒運転は絶対にやめましょう  
〔事故防止の〕

◎不良出版物、不良興行、危険玩具などを売らない、見せない、買わない(三ない運動)よう

三、ない運動(しない、させない、飲ませない)の実践  
四、時間を守る運動  
集会には開会五分前出席を守りましょう。



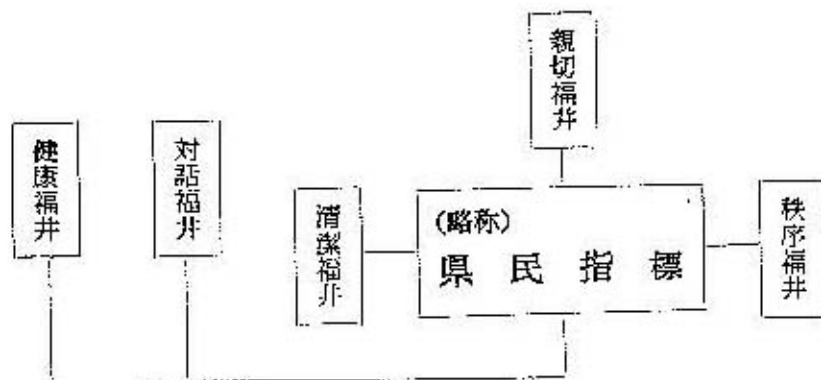
五、国旗を掲げる運動  
国民の祝日には必ず国旗を掲げましょう。  
各戸に国旗を備えましょう。

六、体力をつくる運動  
すすんでスポーツに親しみ、からだをきたえましょう。  
スポーツテスト、体力テスト、健康検査を受けましょう。

七、まっすぐきれいにす運動  
捨てない、よごさない、こわさない(三ない)運動ようにしましょう。  
みんなが草花を育てましょう。

わたしたちの

県民の生活指標



## 5月18日は 家庭の日

きれいな大自然のなかで  
家族みんなの  
夢を育てよう

自然の美しさがわかり、自然の神秘に驚く子どもには、問題行動は少ないもの月に一回は親子で野山に出かけ、自然に親しみましょう。写生や魚釣り、採集などで楽しめたら格別です。きつと親子の人間関係に自信がもてるようになるでしょう。

ところで、「子どもといつしよに写生をするのはてれくさい。魚釣りもしたことはないし…」と気乗りのしない方がいらつしやるでしょう。余暇を趣味で楽しむ人は幸福です。大人になって、趣味のない淋しさを、わが子には味わせたくないもの同ぐるしい勉強ばかりに親馬鹿にならないで今のうちから、自然を相手として趣味を伸ばすことも考えましょう

大自然の中での会話は、子どもを素直にし、大きな希望と夢を抱かせるもの、五月の家庭の日には親子ピクニックをどうぞ。

# 国保税は値上げしません

## 病気は早期発見 早期治療を

健康保険はなぜあるのでしょうか。私達は人間です。病気に、災害に、いつも生身をさらしてしま

つ病気になるつたり、ケガをするかわかりません。こうした時、治療費を補い、不幸を最少限にいとめるための相互扶助の制度としてつくられたのが健康保険です。

### 国民健康保険とは

国民健康保険は、会社や工場、官公庁などで働く人の職域を中心とした健康保険に属さない人のため市町村などの地域を中心として行なう保険事業のことです。この国民健康保険は昭和三十六年度全国各市町村で、もれなく実施され

るようになりまし

### 被保険者は市民全員

被保険者とは市に住んでいる国保加入者のみなさん方のこと。保険事業を行なう勝山市を被保険者とい

被保険者は、赤ちゃんも、老人も、男、女の差別なく同一の取り扱いを受けます。

国保への加入は「義務加入」とい

た以外の人には全部加入しなればなりません。生命保険や火災保険などに入るのとちがい勝手に加入したりやめたりすることはできません。

一、健康保険、船員保険、日雇保険の被保険者とその被扶養者

二、共済組合の組合員とその扶養者

三、生活保護家庭の世帯員

四、国民健康保険組合の被保険者

五、国立ら医療所の入院患者とかその他条例に定めのない外国人

### 医療費と保険税

国民健康保険のうちに、大きな問題は保険で負担する医療費の支払いです。医師に支払う治療費の内訳は、

例えば治療費を千円とする

と、保険の負担は七割で七

百円、残り三百円

は被保険者の個人負担とな

ります。

医療費はみなさん方から納めら



## 勝山 季語

(2)

※春はやて 白山連山の残雪も消え吹きおろす春の風は、山間地帯に時に高温の突風を起す。

北国特有のフエーン現象で、火災を誘発し大火も多い。明治二十九年四月十三日の春嵐には、勝山基下町の八分通りを焼き払い、遠く荒土村部にも飛火する大火となった。

※花見 弁天堤・長山公園の百野桜、小舟遊園地の黄桜が花

の名所となつたのは昭和の初めでまだ新しい。古桜は平泉寺を初め社寺の境内に残り、昔は花見する風流人の姿もあつた。野向尾谷の高尾山には花見客もあり、ここに住んだ近世勝山の俳人屋雲坊も

明日ありと思へどくるる儼かなの名作を残している。

※求菜 春先きの野菜として、八勝山水菜の名は声価が高い長い冬を越し雪消えとともに急に育つて立つ太いトウの水々し

さ、その格別の味と香ば、勝山盆地の春が息吹き込みとおる。

※吉崎参り 四月二十三日から十日間、御影像を京都山科から迎えて始まる吉崎蓮如忌には、昔から隣近所を誘い合ひ行楽を兼ねて毎年参詣が続けられ、供米を持参し惣坊に泊るのも法悦とされた。特に新婿の若女夫

は必ず連れ立って参るのが慣わしで、吉崎参りを終えると野良仕事にかかるとの通例としたもの、土産の物は加賀塩漬のコナゴに梨があり、北瀬湖上渡りの帆前船、お山から望む大海、汗顔の血染の聖教に感嘆し肉附

面が土産話となつた。

### (国保で行なう乳幼児検診)



れた保険税と国費からの負担金(国の負担割合は医療費の四割)とで支払われます。そして足りない分は市町村費で補う場合もあります。しかしこの資金には限りがあり医療費がちよつとふえるとすぐ赤字になつてしまいます。

1. 所得割額=市県民税の対象となつた前年度の総所得金額、山林所得金額の合計額×税率
2. 資産割額=前年度の土地、家屋の固定資産税額×税率
3. 被保険者均等割額=被保険者数×1人当り額
4. 世帯別平等割額=被保険者1世帯当りの額

にして少しでも医療費のムダ使いをしないように心がけていただきたいことです。

### 保険税の納期は年四回

保険税の納期は七月、九月、十一月、一月の年四回に分けて納めていただきます。

### 保険税の計算方法

保険税は次の①②③④の額を合計したものが総額となり、税額の最高は五万円で打ち切りになります

所得割	0.2	千四百四十円
資産割	33	二千二百八十円
	100	

今年には国保税率をあげませんことしの保険税の税率は値上げせず昨年度の税率とおります。

被保険者均等割 千四百四十円  
世帯別平等割 二千二百八十円

無医地区診察 断を受けましよう。

旧勝山地区

# 飲酒運転追放を宣言

## 区長連合会と高令者連合会で

激増する交通事故をなくすため  
まず事故の原因となる飲酒運転に  
よる事故を絶滅しようと、市の区  
長連合会と高令者連合会ではこの  
程開かれた総会でそれぞれ「飲酒  
運転追放」を宣言し、わが家はも  
ちろん区民一般へ呼びかけること  
にしました。

- ①市民のみならずも  
②車を運転する時は絶対に酒は飲  
まない  
③運転者には酒を飲ませない  
④酒を飲んだ人には車を運転させ  
ない  
⑤という三つの事項を必ず実行しま  
しょう。

## 交通事故犠牲者へ 生活資金貸付

交通事故被害者の方へ生活つな  
ぎ資金の貸し付けをします。  
最近の自動車交通のめざましい  
発達とともに悲惨な交通事故も激  
増しております。これらの犠牲者  
の救済をはかるため、県では当座  
の生活安定資金を次の要領で貸し  
出します。

- 一、四十四年四月一日以後発生し  
た交通事故

二、福井県内に住所を有する人  
三、自損行為により交通事故を起  
したものでないこと。

四、一家の生計をささえている人  
か、これに準ずる人が事故に  
よる被害のため生活が困難し  
ていると認められたもの。

五、当該交通事故にかかる自動車  
損害賠償保険法による保険金  
等を受領していないもの。

六、貸付金の償還が確実であると  
認められるもの。

七、加害者から損害賠償金の支払  
いを受けていないこと。

八、貸付限度は十万円まで、期間  
は六か月以内、ただし貸付の  
日から六か月以内に保険金を  
受領したときは、その受領の  
日まで。

## 善意銀行

善意銀行へ四月十日までに預託  
された方は次のとおりです。

- ◇金銭口座ト谷内博光(長浜市  
南浜町) 千四百一十一円 山名部  
ふじ(栄町) 三千円 木下きみあ  
(元町) 千円 山内長松(北谷町  
谷) 五百三十五円 藤木長兵衛(  
猪野口) 千五百円 三田村孝一(昭  
和町) 三百円 荒井真理子(栄町)  
八千円

## 交通指導員の注意を よく守りましょう

当市には県警察本部長から依頼  
された八人の交通指導員が明るい  
交通事故のない町づくりのため家  
業のかたわら皆さんの街頭指導に  
従事しています。

市民の皆さんはこの人達の指示  
にしたがいよく注意を守って一人  
でも事故にあわないよう心がけて  
ください。

交通指導員は次の方々です。

- ◇浅見清一郎(本町三丁目)
- ◇大沢 勉(片瀬)
- ◇笠松捷多郎(元町二丁目)
- ◇笠川 清(北郷町東野)
- ◇木戸 誠(昭和三丁目)
- ◇小池 清(運羽町ほう崎)
- ◇斎藤 繁一(運羽町衛生)
- ◇東川 秀雄(荒土町松田)

## お米はどの店でも 自由に買えます

この四月からお米の配給制度が  
次のとおり変りました。

- 一、市内の配給所ならどここの店でも米の購入通帳を持って行けば配給を受けられます。
- 二、一人一カ月の配給量は今まで  
の十キログラムから十五キログ  
ラムに増量。

## タバコは

市内で買いますよ

## 市民の窓

### お答え

住民基本台帳とは一  
昨年十一月これまでの  
住民登録法改正がされ  
て住民基本台帳法とな  
りました。この住民基  
本台帳制度はみなさん  
が勝山市の住民である  
ということについて、  
個人別カードに正確に  
記録し、常に選挙権、  
国民健康保険、国民  
年金や配給その他市

### 住民基本台帳の説明を

市民の資格をとして統  
一して整備しておく  
ための制度です。従っ  
てこの台帳にもとずい  
て

- 一、予防注射や種痘や  
学校への入学等の事  
務を行ないます。
- 二、本年七月からは住  
民基本台帳に記載さ  
れていなければ、選  
挙人名簿に登録され  
ません。

### ◎住民の異動届け出は十四日以内

みなさんのご家庭で次のような  
異動がありましたら、かならず市  
役所市民課へ国民健康保険の被保  
険者証、国民年金手帳および配給  
通帳を持って届け出て下さい。

- 一、転入届  
他の市町村から住所を移してき  
た人は、転出証明書をもつて十  
四日以内に
- 二、転居届  
勝山市内で住所を変更した十四  
日以内に
- 三、転出届  
他の市町村へ住所を移す人は、  
あらかじめ、その氏名、転出先  
と転出予定年月日を
- 四、世帯変更届  
新しく世帯を設けた場合、また  
他の世帯に属することとなつたと  
き世帯を変更した場合には十四  
日以内に
- 五、会社につとめるようになった  
り、つとめをやめたりした場合  
で国民健康保険や国民年金の資  
格が変わつたときはかならず

### ◎罰則について

届け出なかつたり、虚偽  
の届け出をした人は、二千  
円の罰金が課せられますか  
ら特にご注意ください。



先月号の市広  
報に住民基本  
台帳という言葉  
があり  
ね 葉が  
つ ました  
お た 何の  
か 説明し  
て ください。  
—村岡町  
中村—